

平成23年7月29日

第2304号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 保安林の指定（337・森林整備課）…………… 1
- 平成23年度職業訓練指導員試験の実施（338・雇用労働政策課）…………… 3
- 平成23年度砂利採取業務主任者試験の実施（339・河川砂防課）…………… 8
- 建築基準法による道路位置の指定（340・鹿角地域振興局建設部）……………10
- 建設業の許可の取り消し（341・雄勝地域振興局総務企画部）……………10

## 公 告

- 公の施設の指定管理者の募集（自然保護課）……………11
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出（69）……………13
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（70）……………13
- 政治団体の解散の届出（71）……………14
- 政治団体の収支に関する報告書（72）……………14
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（73）……………16
- 政治団体の収支に関する報告書（74）……………16

## 告 示

## 秋田県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成23年7月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所						全 面 積		保安林指定 面積 実測又は見 込（ヘク タール）	指定の 目的
番号	郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
1	秋田市		下浜羽川	古堂	235番1	9,568	0.9568	0.9568	風害の 防備
					235番2	782	0.0782		
					236番3	242	0.0242		
					1番1	8,016	0.8016		
					1番6	27,805	2.7805		
					1番7	30,994	3.0994		
					1番11	829	0.0829		
					1番13	8,179	0.8179		
					1番15	3,429	0.3429		
					1番17	269	0.0269		
					1番18	10,498	1.0498		
					1番20	1,572	0.1572		
					1番90	3,222	0.3222		
						由利本荘市			
1番	1,815	0.1815							
2番	126,887	12.6887							
				川向	47番7	361	0.0361		

	由利本荘市		岩城勝手	川向	48番1	3,173	0.3173	0.3173	
	〃		〃	〃	49番4	1,362	0.1362	0.1362	
	〃		〃	水尻	118番1	43,608	4.3608	4.3608	
	〃		〃	石長根	1番1	26,458	2.6458	2.6458	
2	秋田市		下浜羽川	古堂	235番1	9,568	0.9568	0.9568	潮害の 防備
	〃		〃	〃	235番2	782	0.0782	0.0782	
	〃		〃	〃	236番3	242	0.0242	0.0242	
	〃		〃	下野	1番1	8,016	0.8016	0.8016	
	〃		〃	〃	1番6	27,805	2.7805	2.7805	
	〃		〃	〃	1番7	30,994	3.0994	3.0994	
	〃		〃	〃	1番11	829	0.0829	0.0829	
	〃		〃	〃	1番13	8,179	0.8179	0.8179	
	〃		〃	〃	1番15	3,429	0.3429	0.3429	
	〃		〃	〃	1番17	269	0.0269	0.0269	
	〃		〃	〃	1番18	10,498	1.0498	1.0498	
	〃		〃	〃	1番20	1,572	0.1572	0.1572	
	〃		〃	〃	1番90	3,222	0.3222	0.3222	
	〃		下浜長浜	長坂	108番1	10,231	1.0231	1.0231	
	由利本荘市		岩城勝手	中島	1番	1,815	0.1815	0.1815	
	〃		〃	〃	2番	126,887	12.6887	12.6887	
	〃		〃	川向	47番7	361	0.0361	0.0361	
	〃		〃	〃	48番1	3,173	0.3173	0.3173	
	〃		〃	〃	49番4	1,362	0.1362	0.1362	
	〃		〃	水尻	118番1	43,608	4.3608	4.3608	
	〃		〃	石長根	1番1	26,458	2.6458	2.6458	

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部、由利地域振興局農林部並びに関

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明 細書のと おり)	主伐として伐 採すること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

(附属明細書のとおり)	主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)

係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 秋田県告示第338号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、次のとおり平成23年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定に基づき、公示する。

平成23年7月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 試験の日時及び場所

##### (1) 日時

平成23年11月11日（金）午前9時

##### (2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県立秋田技術専門校職業訓練センター

#### 2 実施免許職種

##### (1) 学科試験を実施する免許職種

機械科

建築科

##### (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

(1)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する免許職種

#### 3 試験科目

##### (1) 学科試験を実施する免許職種の試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
機械科	1 指導方法 (1) 職業訓練原理 (2) 教科指導法 (3) 訓練生の心理

	(4) 生活指導 (5) 職業訓練関係法規 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学(機械要素 機構と運動) イ 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) ウ 工作法(NC工作法 機械工作法 ジグ 工具) エ 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) オ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) イ 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)
建築科	1 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規) イ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 建築設計(建築設計 設備設計 建築計画) イ 施工法(建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算) ウ 材料(建築用材料)

## (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種の試験科目

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

## 4 受験資格

資 格	必要とする 実務経験年数
免許職種に関し、一級、単一等級又は二級技能検定に合格した者	不 要
長期課程の指導員訓練を修了した者 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	1年以上
免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者	2年以上
免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が700時間以上のものを修了した者	3年以上
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年以上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者	5年以上
厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者	

1 専修学校の専門課程において修業年限が3年以上の免許職種に関する学科を修めた者	2年以上
2 専修学校の専門課程において修業年限が2年の免許職種に関する学科を修めた者	3年以上
3 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上の免許職種に関する学科を修めた者	3年以上
4 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が2年の免許職種に関する学科を修めた者	4年以上
免許職種に関する実務経験のみの者	8年以上
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）によるボイラー溶接士免許を有する者	不 要
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	不 要
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和54年通商産業省令第52号）による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）による電気機器国家試験の合格証を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要
電波法（昭和25年法律第131号）による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技士若しくは第二級アマチュア無線技士の免許を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年通商産業省令第71号）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不 要
自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不 要
航空法（昭和27年法律第231号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	不 要
建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不 要

エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要
測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不 要
電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不 要
医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師の免許を有する者	不 要
公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	不 要
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	不 要
情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成6年通商産業省令第1号）による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	不 要
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不 要

この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年4月1日労働省告示第17号及び昭和63年4月8日労働省告示第38号）に定める者

次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

#### 5 実技試験及び学科試験の免除

実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
実施職種	免許職種に関し、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級（ただし、電子回路接続及びバルコニー施工は除く。）に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
	他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学

	科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験

## 6 受験申込みに必要な書類

## (1) 受験申請書

## (2) 添付書類

- ア 受験資格を有することを証明する書面の写し 1通
- イ 写真(申請前6月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの) 1枚
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、5の表にある免除を受けることができる者に該当することを証明する書面の写し 1通

## 7 受験申請用紙の交付

受験申請書の用紙及び受験案内の交付場所は、次のとおりとする。

交 付 場 所	所 在 地
秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目1番1号(秋田県庁第二庁舎3階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄4番53号
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町2番30号
鹿角地方職業能力開発協会	鹿角市尾去沢字上山214番地
大館北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目6番22号
北秋田職業訓練協会	北秋田市花園町15番1号
能代職業訓練協会	能代市扇田字柑子畑1番20号

本荘由利職業訓練協会  
大曲仙北職業訓練協会  
横手地方職業能力開発協会

由利本荘市石脇字田尻30番地  
大仙市大曲田町3番1号  
横手市条里一丁目1番69号

郵送による交付を希望する者は、140円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）にあて先を明記し、産業労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。

## 8 受験申請書の受付

### (1) 期間及び時間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年9月12日（月）から同年10月7日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は、封筒の表に「職業訓練指導員試験申請書在中」と朱書きし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

### (2) 場所

受 付 場 所	所 在 地
秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄4番53号
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町2番30号

## 9 受験手数料

### (1) 額

学科試験 3,100円

### (2) 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。

## 10 合否判定の基準

(1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

## 11 その他

### (1) 試験結果の発表

平成23年11月25日付け書面を発送し、受験者に通知する。

### (2) 試験についての問い合わせ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2321）

## 秋田県告示第339号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり平成23年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定に基づき、公告する。

平成23年7月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 試験の日時及び場所

### (1) 日時

平成23年11月11日（金）午前10時から正午まで

入室は、午前9時からとする。

遅刻は、試験開始後30分まで認め、退室は試験開始から40分を経過した後から試験終了時刻の10分前まで認めるものとする。

### (2) 場所

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎8階大会議室

- 2 試験科目
  - (1) 法令  
砂利の採取に関する法令
  - (2) 技術  
砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格  
年齢、性別及び学歴は問わない。
- 4 受験申し込みに必要な書類
  - (1) 受験願書  
秋田県が印刷した所定用紙
  - (2) 履歴書  
秋田県が印刷した所定用紙
  - (3) 写真  
出願日前6か月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦11センチメートル、横8センチメートル（手札形）のもので、その裏面に、氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの 1枚
- 5 受験願書の配布
  - (1) 期間及び時間  
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成23年8月22日（月）から同年10月7日（金）までの午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所  
秋田県内の各地域振興局建設部用地課
- 6 受験願書の受付
  - (1) 期間及び時間  
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成23年9月5日（月）から同年10月7日（金）までの午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所  
秋田県内の各地域振興局建設部用地課
- 7 受験手数料
  - (1) 金額  
7,600円
  - (2) 納付方法  
受験願書を提出する際、相当額の秋田県証紙（収入印紙とは異なる。）により納付すること。  
なお、受験願書の受理後は、受験手数料の返還は行わない。
- 8 合格者の発表  
平成23年12月6日（火）午前10時に次のように発表する。  
なお、電話による可否の問い合わせには応じない。
  - (1) 県庁正面、秋田地方総合庁舎及び各地域振興局庁舎の公告掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面により通知する。
  - (2) 秋田県ホームページ「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/>】に合格者受験番号を掲載する。
- 9 合格基準  
総得点が130点以上で、かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。
- 10 試験結果の開示請求  
受験者本人は試験合格発表後、次により口頭で自己の科目別得点及び総合得点の開示請求ができることとする。  
なお、電話による口頭の開示請求はできない。
  - (1) 開示請求の受付期間  
合格発表の日から平成24年1月6日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで（平成23年12月6日は、午前10時から午後5時まで）  
ただし、この期間中の次の日を除く  
ア 土曜日、日曜日及び祝日  
イ 平成23年12月29日から平成24年1月3日まで
  - (2) 開示の場所  
秋田県建設交通部河川砂防課及び各地域振興局建設部
  - (3) 開示請求に必要な書類

砂利採取業務主任者試験受験票および本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等顔写真が貼付されたもの）を持参すること。

## 11 その他

(1) 受験票は、試験日の約2週間前までに本人あて郵送する。

なお、未着の場合は、平成23年11月1日（火）以降に、秋田県建設交通部河川砂防課（電話018-860-2532）へ問い合わせること。

(2) 試験会場の駐車場は駐車台数が少ないため、バスなどの公共交通機関を利用すること。

## 12 試験等についての問い合わせ先

機 関 名	連 絡 先
秋田県建設交通部河川砂防課 調整・企画管理班	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階 電話番号 018-860-2532
秋田県鹿角地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地 電話番号 0186-23-2302
秋田県北秋田地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番1号 電話番号 0186-62-3113
秋田県山本地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒016-0815 能代市御指南町1番10号 電話番号 0185-52-6102
秋田県秋田地域振興局建設部用地課 管理班	〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 電話番号 018-860-3452
秋田県由利地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒015-8515 由利本荘市水林366番地 電話番号 0184-22-5437
秋田県仙北地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 電話番号 0187-63-3116
秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号 電話番号 0182-32-6208
秋田県雄勝地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 電話番号 0183-73-6165

## 秋田県告示第340号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成23年7月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市花輪字寺ノ後32番地1 有限会社サンケイ土地 代表取締役 小板橋 和子	鹿角市花輪字上中島11-17、11-23の内、11-24、11-25の内、10番16地先	35.89メートル	6.03~6.07メートル	平成23年7月15日

## 秋田県告示第341号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 処分をした年月日

平成23年7月19日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

ウゴメンテナンス有限会社

雄勝郡羽後町杉宮字東腰廻63番地  
代表取締役 柴 田 幸 子  
秋田県知事許可(般-18)第80270号

- 3 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業及びは装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成23年7月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びは装工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年7月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 公の施設の概要
  - (1) 名称  
秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター
  - (2) 所在地  
秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳
  - (3) 設置目的  
自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
  - (4) 規模等  
木造平屋建 敷地面積351.12平方メートル 延床面積351.12平方メートル
  - (5) 関連施設  
駐車場
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
  - (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター(以下「センター」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(予定)
- 4 申請をする団体に必要な資格等
  - (1) 申請をする団体に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。(複数の団体が共同企業体を構成することも可)
  - (2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)
    - ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
    - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
    - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
    - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
    - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
    - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
  - (3) 申請をする上で必要な条件  
仙北市が上記3の期間と同じ期間で管理を行わせるとして公募する仙北市自然ふれあい温泉館(以下「温泉館」という。)の指定管理者について、その指定を受けるために申請を行うこと。
- 5 申請の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
    - ア 指定の期間に係る年度ごとのセンターの事業計画書
    - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
    - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損

益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部自然保護課自然公園班（電話番号018-860-1612）

(3) 提出期限

平成23年9月30日（金）午後5時15分まで（必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県生活環境部指定管理者の候補者選定委員会と仙北市が温泉館の指定管理者を選定するために設置する機関と合同で開催し、この選定委員会等において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成23年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成23年7月29日（金）から同年9月30日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時

平成23年8月24日（水）午後1時

(2) 場所

センター・レクチャールーム（電話番号0187-46-2101）

(3) 説明会への参加申込み

説明会への参加を希望する団体は、平成23年8月17日（水）までに、5(2)に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生じる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 管理を行わせる期間の予算総額は、14,325千円を限度とする。

(5) 指定管理者は、センター内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(7) その他詳細は、募集要項による。

(8) 問い合わせ先

秋田県生活環境部自然保護課自然公園班

（電話番号018-860-1612 ファクシミリ018-860-3835 E-mail shizenhogoka@pref.akita.lg.jp）

## 選挙管理委員会告示

## 秋選管告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年6月1日から同月30日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 その他の政治団体

## イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ささき文明後援会	佐々木 孝 男	佐々木 富 泰	山本郡藤里町粕毛字喜右エ門岱98-1	平成23年6月7日

## 秋選管告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年6月1日から同月30日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県歯科医師支部	代 表 者	藤 原 元 幸	広 幡 直 純	平成23年6月2日
	会 計 責 任 者	鈴 木 文 登	佐 藤 金 彦	
自由民主党大館支部	代 表 者	佐 藤 賢 一 郎	鈴 木 洋 一	平成23年6月3日
	会 計 責 任 者	武 田 晋	仲 澤 誠 也	
自由民主党秋田県大館市第三支部	主たる事務所の所在地	大館市御成町三丁目7番17号	大館市水門町2番9号	平成23年6月15日
自由民主党秋田県支部連合会	代 表 者	大 野 忠 右 工 門	鈴 木 洋 一	平成23年6月27日
社会民主党秋田県秋田支部	代 表 者	長 澤 孝 政	新 岡 雅	平成23年6月28日

## 2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
秋田県歯科医師連盟	代 表 者	藤 原 元 幸	広 幡 直 純	平成23年6月2日
	会 計 責 任 者	鈴 木 文 登	佐 藤 金 彦	
秋田県歯科医師連盟金田勝年後援会	代 表 者	藤 原 元 幸	広 幡 直 純	平成23年6月2日
	会 計 責 任 者	鈴 木 文 登	佐 藤 金 彦	
秋田県商店街政治連盟	主たる事務所の所在地	秋田市旭北錦町1番47号	秋田市金足追分字海老穴210番地6	平成23年6月2日
	会 計 責 任 者	高 橋 清 悦	高 橋 光 男	

石井みどり秋田県後援会	代 表 者	藤 原 元 幸	広 幡 直 純	平成23年6月2日
	会 計 責 任 者	鈴 木 文 登	佐 藤 金 彦	
大江なおゆき後援会	会 計 責 任 者	小 林 照 夫	藤 原 茂 樹	平成23年6月2日
佐々木敏光後援会	主たる事務所の所在地	秋田市手形字山崎92-5ツインマークス1201号室	秋田市広面字土手下12-1 I・Hハウス1A	平成23年6月2日
西村まさみ秋田県後援会	代 表 者	藤 原 元 幸	広 幡 直 純	平成23年6月2日
	会 計 責 任 者	鈴 木 文 登	佐 藤 金 彦	
秋田県商工政治連盟	会 計 責 任 者	松 橋 彰 雄	高 橋 敏 生	平成23年6月3日
全国小売酒販政治連盟秋田県支部	代 表 者	山 田 照 雄	加美山 大	平成23年6月13日
秋田県建設業政治連盟	代 表 者	村 岡 淑 郎	菅 原 三 朗	平成23年6月15日
	会 計 責 任 者	鈴 木 隆	荒 川 英 俊	
秋田県ビルメンテナンス政治連盟	代 表 者	加賀谷 清	土 田 整	平成23年6月28日
	会 計 責 任 者	大 門 賢 一	加賀谷 清	

#### 秋選管告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年6月1日から同月30日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

#### 1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
いしおか鍊一郎後援会	淡 路 龍 美	平成23年5月31日	平成23年6月7日
長谷川昭一後援会	鈴 木 裕	平成23年6月15日	平成23年6月17日
すずき陽悦後援会	小 林 昶	平成23年5月31日	平成23年6月21日
すずき陽悦政策研究会	鈴 木 陽 悦	平成23年5月31日	平成23年6月21日
戸田久一後援会	三 浦 文 夫	平成23年6月22日	平成23年6月22日
おおみ喜博後援会	近 江 喜 博	平成23年6月30日	平成23年6月30日

#### 秋選管告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年7月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

#### I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

#### II 報告書の要旨

#### 1 収入及び支出のある団体

#### (1) その他の政治団体

政治団体の名称 いしおか鍊一郎後援会（平成23年分）

報告年月日 平成23年6月7日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

237,536円

前年からの繰越額

237,516円

本年の収入額

20円

(イ) 支出総額			87,606円
イ 収入・支出の内訳			
(ア) 収入の内訳			
その他の収入			20円
合 計			20円
(イ) 支出の内訳			
政治活動費			87,606円
組織活動費			87,606円
合 計			87,606円
政治団体の名称	すずき陽悦後援会 (平成23年分)		
報告年月日	平成23年6月21日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額			698,811円
前年からの繰越額			29,595円
本年の収入額			669,216円
(イ) 支出総額			698,811円
イ 収入・支出の内訳			
(ア) 収入の内訳			
寄附			355,213円
個人からの寄附			355,213円
機関紙誌の発行その他の事業による収入			314,000円
スプリングパーティー			314,000円
その他の収入			3円
合 計			669,216円
[寄附の内訳]			
個人からの寄附			
鈴木 陽悦	300,000円	秋田市	
その他の寄附	55,213円		
(イ) 支出の内訳			
経常経費			195,800円
事務所費			195,800円
政治活動費			503,011円
機関紙誌の発行その他の事業費			503,011円
機関紙誌の発行事業費			176,500円
宣伝事業費			216,562円
その他の事業費			109,949円
合 計			698,811円
政治団体の名称	すずき陽悦政策研究会 (平成23年分)		
報告年月日	平成23年6月21日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額			411,260円
前年からの繰越額			30,290円
本年の収入額			380,970円
(イ) 支出総額			411,260円
イ 収入・支出の内訳			
(ア) 収入の内訳			
寄附			380,949円
個人からの寄附			380,949円
その他の収入			21円
合 計			380,970円
[寄附の内訳]			
個人からの寄附			
鈴木 陽悦	380,949円	秋田市	

(イ) 支出の内訳	
経常経費	346,350円
人件費	80,000円
備品・消耗品費	31,315円
事務所費	235,035円
政治活動費	64,910円
組織活動費	3,560円
機関紙誌の発行その他の事業費	61,350円
宣伝事業費	61,350円
合 計	<u>411,260円</u>

政治団体の名称 **おおみ喜博後援会** (平成23年分)

報告年月日 平成23年6月30日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>188,942円</u>
前年からの繰越額	188,942円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>

## 2 収入及び支出のない団体

### (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
長谷川昭一後援会 (平成23年分)	平成23年6月17日
戸田久一後援会 (平成23年分)	平成23年6月22日

## 秋選管告示第73号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
鈴木 陽 悦	秋田県議会議員	すずき陽悦政策研究会	秋田市寺内蛭根二丁目12番1号	鈴木 陽 悦	平成23年6月21日
近 江 喜 博	秋田市議会議員	おおみ喜博後援会	秋田市大町二丁目6-35	近 江 喜 博	平成23年6月30日

## 秋選管告示第74号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年7月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 平成23年6月30日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨(平成21年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	報 告 年 月 日
戸田久一後援会	平成23年6月22日

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号